

市長部局，教育委員会，学校が一体となって未然防止や早期発見と重大化の防止，再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」を着実に推進。

再調査報告書での提言

「旭川モデル」による再発防止対策の方向性と主な取組

1

いじめの早期発見及びいじめの認知

2

いじめを発見するアンテナ

3

いじめの対処について

4

いじめの重大事態と学校の対応

5

いじめの重大事態と教育委員会

6

いじめの防止について

新規

- (1) 専門的知見を活用できる体制整備 ⇒ 新たに精神科医や警察官経験者等を活用し支援を強化 ①②
- (2) 児童生徒等への聴取の負担軽減 ⇒ 心理士を活用した教職員研修の開催（R7～） ③④
- (3) 不登校児童生徒への支援 ⇒ 校内外の支援員や居場所づくりにより早期の社会的自立を促進 ③⑥
- (4) 包括的性教育に係る取組の推進 ⇒ 各学校へ考え方を示し，取組を開始（R7～） ⑥
- (5) 情報モラル教育の充実 ⇒ 動画教材等を活用し学校と家庭が連携した取組を推進 ⑥

強化

- (1) 教職員の資質能力の一層の向上 ⇒ 再発防止策の提言を踏まえた教職員研修の強化 ①～④，⑥
- (2) 性的ないじめ事案等への対処強化 ⇒ 危機対応マニュアルを作成し運用（R7～） ⑥
- (3) 児童生徒の発達特性に応じた支援 ⇒ 個別の教育支援計画を障害のある全児童生徒を対象に作成し「すくらむ」の有効活用を推進（R7～） ⑥

継続

- (1) いじめの疑いを含む全件報告と教員の負担軽減 ①②
- (2) 学校訪問等を通じた学校いじめ対策組織の体制や対応の改善充実に向けた指導助言 ②～⑤
- (3) いじめ対策コーディネーターによる事案への対処や重大化の防止に係る指導助言や支援 ②～⑤
- (4) 弁護士や心理士を活用した教職員研修の充実や学校への専門的な助言による支援 ③
- (5) 学校，教育委員会，市長部局との情報の一元化を徹底した対策の推進 ⑤
- (6) 教育委員会と市長部局の職員で編制する緊急支援チームの学校派遣による初動対応の徹底 ⑤
- (7) いじめ対策専門の教職員の配置など人員体制の充実強化に係る国及び道への要望 ⑤
- (8) 人権教育プログラムを含む小中学校9年間の系統的な人権教育に係る学習の展開 ⑥
- (9) 市の相談窓口や多様なツールによるいじめ事案の積極的な把握 ⑥

いじめの重大事態に係る調査結果における再発防止に向けた提言及び今後の方向性

A いじめ問題再調査委員会の提言（R6 提言）

1 いじめの早期発見及びいじめの認知	
① 学校は、児童生徒間の出来事で、＜加害－被害＞関係が生じている場合、必ず、いじめを疑うこと。加害意識が低く、一見些細に見える出来事においても、いじめではないと即断しないこと。	継続・強化
② いじめの認知は、いじめの定義を正しく理解した上で、児童生徒の心身の苦痛の有無や質・程度により行うこと。心身の苦痛の有無や程度を評価するに当たっては、意識しなければ行為の大きさによって判断してしまう傾向にあることを踏まえ、児童生徒間の人間関係を踏まえて判断すること。	
③ 児童生徒の供述が心身の苦痛を把握する手がかりとして重要であることは踏まえつつ、いじめを受けた児童生徒の個性や置かれた人間関係から、当該児童生徒から苦痛を受けているとの申告がなされなかったり、それが過小にしかされないことがあることを理解すること。	
④ 発達に課題を有する児童生徒の場合、当該児童生徒の様子の変化等が本人の特性の問題としてのみ捉えられがちであるが、いじめを受けやすい傾向にあり、また、苦痛の申告がされにくい等の知見を深め、発達特性の問題にのみ帰することなく、人間関係を踏まえて、いじめの認知を正しく行い、対処すること。	
⑤ いじめが疑われる場合、児童生徒の人間関係が、クラス、部活動はもとより、学校外の関係、さらにSNS等インターネット上の関係など重層的、広がりをもって形成していることを十分に認識し、複数の人間関係の間で生まれる関係性も踏まえて、心身の苦痛を評価すること。	
2 いじめを発見するアンテナ	
⑥ いじめは、心身の苦痛を決め手として認定されるものであり、心身の苦痛は人間関係において生じることを踏まえ、学校は、児童生徒の日常の関係性及びその変化を注視するとともに、児童生徒の様子を手がかりとして心身の苦痛を把握すること。	継続・強化
⑦ 学校は、いじめが加害児童生徒と被害児童生徒の当事者間だけの問題ではなく、その周囲にいる児童生徒も含めた重層構造の中で生じていることを踏まえること。	
⑧ 学校は、児童生徒がクラスや部活動をはじめとした人間関係の中で、仲が良いなど様々な理由からグループを作ること踏まえ、児童生徒の各グループとの関係、グループ内の児童生徒の人間関係、グループ間の優劣等の関係性などの把握に努め、児童生徒の心身の苦痛のリスクを評価すること。	
⑨ 児童生徒の心身の苦痛を多角的な視点で見立て、専門的知見を交えて、いじめの発見、認知に努めること。これを組織的に行うために、学校いじめ防止対策組織を機能させること。	継続
3 いじめの対処について	
⑩ いじめの対処は、児童生徒の問題行動に対する対応とは別であることを認識し、いじめの特質を踏まえたものとする。また、いじめに対する謝罪は、いじめの特質を踏まえ、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛への理解を踏まえた上で行うこと。	継続・強化
⑪ 近年のインターネット上での人間関係の広がりを踏まえ、顕在化した出来事の背景に、かかる関係に起因するいじめが含まれている可能性については常に想起すること。	
⑫ 学校いじめ防止対策組織を核としたチームとして多職種連携により対応に当たること。そのために、学校は、学校組織を見直し、学校いじめ防止対策組織を整えること。いじめへの対処が、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛を踏まえたものでなければならないことを踏まえ、事案に応じて、精神医学的・心理学的な知見を求める体制を整えるとともに、これを活用すること。	継続・新規
⑬ 加害児童生徒や保護者の刑事／民事責任の成否といじめ対応は別のものであると正しく認識して法に基づき対応すること。	継続
4 いじめの重大事態と学校の対応	
⑭ いじめ重大事態の認定および対応を躊躇しないこと。いじめ重大事態としての対応は重大事態調査ガイドラインに基づき行うこと。	強化
⑮ いじめ重大事態が発生したときは、学校が主体的に調査（基本調査）を開始する必要があるが、学校は、速やかに教育委員会に報告をし、後の調査に齟齬が生じないよう緊密に連絡を取ること。	
⑯ 児童生徒や関係者への聴取は精神的負担が少なく誘導・暗示となりにくい方法で行い、聴取内容や関連する事物等は客観的な記録として保管すること。	強化・新規
⑰ 学校は、いじめが発生したクラス等を担当する教員等に負担がかかることを踏まえ、速やかに、学校いじめ防止対策組織を中心とした体制を整えること。	継続
⑱ 学校は、調査結果をいじめを受けた児童生徒側、これを行った生徒側に説明する際には、重大事態調査ガイドラインに従って行うこと。	強化
5 いじめの重大事態と教育委員会	
⑲ いじめ重大事態を含む困難な事案が生じたときには、学校の負担が過重になることを踏まえ、市教委は、学校の自主性を損なわないよう留意しつつ、直ちに援助体制を整え、人員の派遣等支援を行うこと。そのために、日頃より、指導・助言、援助を行い、またそれを求める良好な関係を築くよう努めること。	継続
⑳ 学校がいじめ認知や重大事態対応に躊躇するなど、十分に対応がなされていない場合、市町村教育委員会（市町村教育委員会が不十分な場合、都道府県教育委員会）は、教育専門的裏付けをもった指導主事の指導・助言を通じて、適切な対応につなげること。	
㉑ 市町村教育委員会は市町村立学校の、都道府県教育委員会は都道府県立学校及び私立学校はいじめ防止対策組織の設置及び運用状況を直ちに調査をし、それが有効に働くよう条件整備をすること。特に、学校の労働荷重が、いじめ防止対策組織の設置及び運用を困難にしている可能性があることを踏まえ、必要に応じて、加配等を図るとの措置も必要である。	
㉒ いじめ重大事態の中には、いじめ調査と並んで、警察の捜査が並行して行われる場合がある。かかる場合において、犯罪捜査も、いじめ調査も、法律に基づく活動であることを踏まえ、国は、司法面接等を活用することなど、いじめ調査が有効になされるよう条件整備を行うこと。	
6 いじめの防止について	
㉓ 児童生徒が性的問題に関心を持つことは大切であることを理解し、かつ、性的問題が人間関係の大切な要素であることを踏まえた包括的な性教育を行うこと。	新規
㉔ SNSを含むインターネット上は、危険も多く、バイアスのかかった情報、有害な情報が氾濫していると同時に、児童生徒にとって居場所ともなっていることを踏まえ、単に利用規制をするだけでなく、その中であっても自律的に判断できる対応力を養成する教育を行うこと。	強化・新規
㉕ クラスなど集団に発達に特性のある児童生徒がいることを踏まえ、全ての児童生徒が、その児童生徒を異質なものとしてみることがないよう児童生徒が人間を測る尺度が単一にならないよう多様性を尊重する教育に努めること。	強化
㉖ 教師は、クラスなど集団において、自然にできるグループや、グループ同士の関係性に常に留意して、かかる関係の中で苦痛を感じている児童生徒の発見に努め、人間関係が心身の苦痛にならないよう十分な対応をすること。	継続
㉗ 教育の原点に立ち帰ること（学校、教育、教師、といった原理・原則論、保護者との連携はいかにあるべきか、子どもの成長を保障する「職員室文化」とは何か、さらに教師の「市民性」とは何かを問い直す。）。	強化
㉘ 自らの行為で、相手方の尊厳を損なったり、心身の苦痛を与えるような行為について理解を深めるとともに、いじめが、こうした行為またはこうしたことを意識して行った行為でなかったとしても、人間関係の中では心身の苦痛を与えることがあることを児童生徒が認識できるよう実践的なプログラムを実施すること。	継続
㉙ いじめの早期発見、対処、そして防止のために、高度な教育専門性が必要であること、さらにかかる専門性は、医療、心理、法律等の専門性とも関連性があることを踏まえ、いじめ防止等対策を学校だけに留めることなく、教育委員会、さらに自治体において取り組むこと。	継続・強化

B いじめ防止等対策委員会の提言（R4 提言）

1 いじめへの対応について	
① 地教行法により教育委員会は人的管理、物的管理、運営管理など学校を管理することから、市教委は担うべき義務、役割、業務を再確認し、その専門性を身につけること。	継続
② 市教委職員が校長のかつての部下・後輩であるという関係性から、毅然とした指導・指示ができないような状況がうかがえることから、人事組織の在り方について再検討すること。	継続
③ いじめ（疑いを含む）に関する情報は、一定の基準を定めて書面化し、事実確認する内容等に関しては学校として統一的な対応ができるように一定の内容のマニュアル化及びルール化を図ること。	継続
④ いじめへの適切な対処には家庭との連携が不可欠であることから、家庭との情報共有の在り方や、家庭からの相談等の在り方について一定のルールを策定すること。	強化
⑤ いじめの発見・対応に遅れがでないように月1回程度定期的に学校いじめ対策組織を開催し、児童生徒間のトラブル等のモニターと対応の検討や検証を行うこと。	継続
⑥ 複眼的な視点で状況を検討し、ハイリスクケースの早期発見、早期対応のため、市教委職員が学校いじめ対策組織に参加することが望ましいこと。	継続
⑦ 学校には生徒指導部会、支援委員会など、同じようなケースを取り扱う委員会が数多くあることから、教職員の業務負担を考慮した上で、学校いじめ対策組織を適切に機能させるため、委員会等の統廃合や適正化を検討すること。	継続
⑧ 困難ケースに対応するための「いじめ対応に専属的な組織（部署）」を市教委に設置すること。	継続
⑨ 適切な分析、判断、認知、助言、指導などができるよう、「いじめ対応に専属的な組織（部署）」に適宜必要な専門家の参加を要請すること。	継続・新規
⑩ 重大事態に適切にまた共通の理解をもって対処できるように国が示しているガイドラインに準拠して学校等の体制も踏まえた「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」（仮称）を策定すること。	強化
⑪ 被害生徒や保護者に寄り添う専属の担当者を学校に1名配置すること。	継続
⑫ 加害生徒への対応について、学校、生徒、保護者の理解に齟齬が生じないよう明確になっている事実関係については書面にして確認すること、謝罪で終結するのではなく加害生徒の内省を図るなど再発防止に計画的に取り組むこと。	強化
⑬ 重大事態に対処しなければならない学校を迅速に支援できるよう、いじめ対応に専属的な組織（部署）を核としながら、弁護士、医師、心理職、ソーシャルワーカーなどが参加する独自の緊急支援チームを市教委に設置すること。	継続
2 いじめ予防について	
⑭ 児童生徒の継続的な支援という観点から、様式が統一されたフェイスシート（すくらむ）を活用するなどして、幼小中高に引き継ぎが行われるシステムの創設を検討すること。	強化
⑮ 児童生徒が SNS の適切な使用方法や性に関する正しい知識などについて学ぶ機会を設定すること。	強化
⑯ 他者を尊重する、自らの尊厳を護る意識を醸成するなど、望ましい社会モラルの習得について、学校、保護者、児童生徒が一体となって学ぶことができる環境や体制を整備すること。	継続
⑰ 教職員のいじめに関する法制度の理解を深めるため、初任段階教員だけでなく様々な経験年数を対象とした研修を実施すること。	強化
⑱ 先駆的な取り組みをしている自治体への出向などにより、市教委職員の専門性の習得及び向上に取り組むこと。	継続
3 安心して暮らせる社会作り	
⑲ 旭川市ひいては国全体が「人としての尊厳が護られる社会づくり」に向けた取り組み（児童生徒の安全確保、市民に向けた注意喚起等）を継続して行うこと。	継続
⑳ 国が求める「子どもと向き合い、かかわる」学校教育を行うために、学校の組織体制や勤務形態など、教職員の健康や心に穏やかさが持てる体制を社会全体で考えること。	継続

「いじめ問題再調査委員会からの提言（R6提言）」と本市のいじめ防止対策について（案）

(1) A いじめ問題再調査委員会からの提言（R6提言）	(2) A（R6提言）に関連するB（R4提言）を踏まえた具体的方策等と取組の評価検証	(3) 今後の方向性と取組
<p>① 学校は、児童生徒間の出来事で、＜加害－被害＞関係が生じている場合、必ず、いじめを疑うこと。加害意識が低く、一見些細に見える出来事においても、いじめではないと即断しないこと。</p>	<p>【提言全体に係る取組】 令和5年4月、教育委員会にいじめ対策担当、市長部局にいじめ防止対策推進部をそれぞれ設置し、学校・教育委員会と一体となったいじめ防止対策「旭川モデル」の取組を推進</p>	
<p>1 いじめの早期発見及びいじめの認知</p> <p>② いじめの認知は、いじめの定義を正しく理解した上で、児童生徒の心身の苦痛の有無や質・程度により行うこと。心身の苦痛の有無や程度を評価するに当たっては、意識しなければ行為の大きさによって判断してしまう傾向にあることを踏まえ、児童生徒間の人間関係を踏まえて判断すること。</p>	<p>【ア A（R6提言）に関連するB（R4提言）を踏まえた具体的方策等】 ③ 学校・教育委員会・市長部局が一元的に情報共有することを踏まえ、統一した報告様式の作成及び報告方法などを示したマニュアルを作成し、各学校に周知 【イ 現行の対策】 いじめの（疑いを含む）全件報告 【ウ 取組状況】 ○令和5年4月、いじめ見逃しゼロに向けて、いじめの疑いを含む全ての事案について学校から週1回の報告を受け、教育委員会と市長部局が情報共有・一元管理し、法に基づく適切な認知と対処を徹底する取組を開始。 ○同年11月、上記取組の成果と課題を踏まえ、月1回の報告に変更。 ○令和5年度の認知件数は前年度約3.6倍の6,147件となっており、法の定義に基づく積極的な認知の取組が進んでいる。 ○令和6年4月、報告内容の入力報告システムを更新し、自動的に入力される項目を増加するなど、教員の負担軽減を図った。</p>	<p>【継続】 いじめ見逃しゼロに向けた積極的な認知を推進するため、学校の負担軽減を図りながら、いじめの（疑いを含む）全件報告の取組を継続する。</p>
<p>③ 児童生徒の供述が心身の苦痛を把握する手がかりとして重要であることは踏まえて、いじめを受けた児童生徒の個性や置かれた人間関係から、当該児童生徒から苦痛を受けているとの申告がなされなかったり、それが過小にしかされないことがあることを理解すること。</p>	<p>【ア A（R6提言）に関連するB（R4提言）を踏まえた具体的方策等】 ④ いじめ事案に係る保護者対応や情報共有、相談等の在り方を示した資料を作成し、各学校に周知 ⑫ 管理職、ミドルリーダー、中堅教員、初任段階教員など様々な経験年数を対象としたいじめに関する研修を計画的に実施 【イ 現行の対策】 教職員研修の強化 【ウ 取組状況】 ○令和4年度から全小・中学校のいじめ防止対策を中心に担う教員を対象とした市教委研修「いじめ防止対策研修会」を年2回開催。 ○初任段階教員研修等の経験年数に応じた研修において、法に基づく適切ないじめの認知や対処等、いじめ防止対策の内容を強化。 ○いじめ防止対策に係る教職員研修資料や動画を作成し、校内研修等の実施について通知するとともに、実施状況について報告を受けている。</p>	<p>【強化】 法に基づくいじめの認知の一層の徹底を図るため、R6提言①～⑤の内容を盛り込んだ教職員研修を実施する。</p>
<p>④ 発達に課題を有する児童生徒の場合、当該児童生徒の様子の変化等が本人の特性の問題としてのみ捉えられがちであるが、いじめを受けやすい傾向にあり、また、苦痛の申告がされにくい等の知見を深め、発達特性の問題にのみ帰することなく、人間関係を踏まえて、いじめの認知を正しく行い、対処すること。</p>	<p>【ア A（R6提言）に関連するB（R4提言）を踏まえた具体的方策等】 ⑭ 引き継ぎに活用する資料として市内小・中学校が統一したフェイスシートを活用することについて各学校に周知、幼高については関係機関（道教委等）と協議 【イ 現行の対策】 引継ぎ様式の作成と周知 【ウ 取組状況】 ○令和5年2月、小学校から中学校への引継ぎ様式を作成し、活用について通知。</p>	<p>※R6提言④に係り、「すくらむ」の活用方法の検討等について、R6提言⑫（6頁）に記載</p>
<p>⑤ いじめが疑われる場合、児童生徒の人間関係が、クラス、部活動はもとより、学校外の関係、さらにSNS等インターネット上の関係など重層的、広がりをもって形成していることを十分に認識し、複数の人間関係の間で生まれる関係性も踏まえて、心身の苦痛を評価すること。</p>		

(1) A いじめ問題再調査委員会からの提言 (R6提言)	(2) A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等と取組の評価検証	(3) 今後の方向性と取組
<p>⑥ いじめは、心身の苦痛を決め手として認定されるものであり、心身の苦痛は人間関係において生じることを踏まえ、学校は、児童生徒の日常の関係性及びその変化を注視するとともに、児童生徒の様子を手がかりとして心身の苦痛を把握すること。</p> <p>⑦ 学校は、いじめが加害児童生徒と被害児童生徒の当事者間だけの問題ではなく、その周囲にいる児童生徒も含めた重層構造の中で生じていることを踏まえること。</p> <p>⑧ 学校は、児童生徒がクラスや部活動をはじめとした人間関係の中で、仲が良いなど様々な理由からグループを作ること踏まえ、児童生徒の各グループとの関係、グループ内の児童生徒の人間関係、グループ間の優劣等の関係性などの把握に努め、児童生徒の心身の苦痛のリスクを評価すること。</p>	<p>※R6提言①～⑤ (1頁) と同内容</p>	<p>【継続】 いじめの早期発見の取組を推進するため、いじめの(疑いを含む)全件報告の取組を継続する。</p> <p>【強化】 いじめを発見する感度の向上を図るため、R6提言⑥～⑧の内容を盛り込んだ教職員研修を実施する。</p>
<p>2</p> <p>いじめを発見するアンテナ</p> <p>⑨ 児童生徒の心身の苦痛を多角的な視点で見立て、専門的知見を交えて、いじめの発見、認知に努めること。これを組織的に行うために、学校いじめ防止対策組織を機能させること。</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等]</p> <p>⑤ 学校いじめ対策組織の開催頻度や役割等について、旭川市いじめ防止基本方針に明記するとともに、学校いじめ防止基本方針の「学校いじめ対策組織の設置」「学校いじめ防止プログラム」に明記するよう各学校に周知</p> <p>[イ 現行の対策] 各種基本方針の学校いじめ対策組織に係る内容の増補</p> <p>[ウ 取組状況]</p> <p>○令和5年3月、各学校の基本方針への明記を周知し、記載内容を確認。</p> <p>○令和5年11月、各学校から、実効的な組織体制となっているか検証した結果と改善に向けた取組について報告を受け、状況に応じ、指導助言。</p> <p>○市基本方針の関連項目を令和6年2月改定時に補記するとともに、各学校の基本方針を改定し、記載内容を確認。</p> <p>○令和6年5月～7月、学校訪問において学校の取組状況を確認し、状況に応じ、指導助言。同年10月、各学校から取組状況について報告を受け、状況に応じ、指導助言。</p> <p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等]</p> <p>⑦ 学校いじめ対策組織の役割の再確認による、他の委員会との差別化、及び定期開催を可能とするための開催方法等の工夫による当該組織の適正化</p> <p>[イ 現行の対策] 学校いじめ対策組織の強化</p> <p>[ウ 取組状況]</p> <p>○令和5年度からいじめ対策推進リーダーを位置付け、組織体制を強化。</p> <p>○令和5年11月、各学校から、実効的な組織体制となっているか検証した結果と改善に向けた取組について報告を受け、状況に応じ、指導助言。</p> <p>○令和6年2月改定の市基本方針及び各学校の基本方針に記載。</p> <p>○令和6年5月～7月、学校訪問において学校の取組状況を確認し、状況に応じ、指導助言。同年10月、各学校から取組状況について報告を受け、状況に応じ、指導助言。</p>	<p>【継続】 各学校の組織体制が一層実効的なものとなるよう、学校訪問等による指導助言を通じ、学校いじめ対策組織の体制や対応の改善充実に向けた取組を継続する。</p> <p>【継続】 各学校の組織体制が一層実効的なものとなるよう、学校訪問等による指導助言を通じ、学校いじめ対策組織の体制や対応の改善充実に向けた取組を継続する。</p>

(1) A いじめ問題再調査委員会からの提言 (R6提言)	(2) A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等と取組の評価検証	(3) 今後の方向性と取組
<p>⑩ いじめの対処は、児童生徒の問題行動に対する対応とは別であることを認識し、いじめの特質を踏まえたものとする。また、いじめに対する謝罪は、いじめの特質を踏まえ、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛への理解を踏まえた上で行うこと。</p>	<p>※R6提言①～⑤ (1頁) と同内容</p> <p>○上記に加えて、R6提言⑩に係り、次の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月、SNS等のインターネット上のいじめ事案が多く発生している状況を踏まえ、教職員向け研修資料「SNS等のネット上のいじめへの対応」を作成・通知。 ・全小中学校において、SNS等のトラブルに係る現状や対処の在り方について、上記研修資料を活用した校内研修を実施。 	<p>【強化】</p> <p>いじめの特質や事案の背景を踏まえた対処や児童生徒間の謝罪に係る適切な対応の徹底を図るため、提言⑩の内容を盛り込んだ教職員研修を実施する。</p>
<p>⑪ 近年のインターネット上での人間関係の広がりや顕在化した出来事背景に、かかる関係に起因するいじめが含まれている可能性については常に想起すること。</p>		
<p>3 いじめの対処について</p> <p>⑫ 学校いじめ防止対策組織を核としたチームとして多職種連携により対応に当たること。そのために、学校は、学校組織を見直し、学校いじめ防止対策組織を整えること。いじめへの対処が、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛を踏まえたものでなければならないことを踏まえ、事案に応じて、精神医学的・心理学的な知見を求める体制を整え、これを活用すること。</p> <p>※第6章3に心理的・精神医学的観点に立った被害児童生徒への対応等について詳述</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等]</p> <p>⑦ 学校いじめ対策組織の役割の再確認による、他の委員会との差別化、及び定期開催を可能とするための開催方法等の工夫による当該組織の適正化</p> <p>[イ 現行の対策] 学校いじめ対策組織の強化</p> <p>[ウ 取組状況]</p> <p>○令和5年度からいじめ対策推進リーダーを位置付け、組織体制を強化。</p> <p>○令和5年11月、各学校から、実効的な組織体制となっているか検証した結果と改善に向けた取組について報告を受け、状況に応じ、指導助言。</p> <p>○令和6年2月改定の市基本方針及び各学校の基本方針に記載。</p> <p>○令和6年5月～7月、学校訪問において学校の取組状況を確認し、状況に応じ、指導助言。同年10月、各学校から取組状況について報告を受け、状況に応じ、指導助言。</p> <p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等]</p> <p>⑨ 困難ケースへの専門家の参加による解決</p> <p>[イ 現行の対策] 市緊急支援チームの学校派遣、専門職による児童生徒等への支援</p> <p>[ウ 取組状況]</p> <p>○令和5年度から、困難ケース事案や相談窓口に相談があった事案について、教育委員会職員と学校いじめ防止対策推進部職員で構成する緊急支援チームを学校に派遣し、迅速な初動対応を実施。</p> <p>○いじめ対策支援員・心理士・弁護士等専門職による児童生徒・保護者や学校への支援を実施。</p>	<p>【継続】</p> <p>各学校の組織体制が一層実効的なものとなるよう、学校訪問等による指導助言を通じ、学校いじめ対策組織の体制や対応の改善充実に向けた取組を継続する。</p> <p>【新規】</p> <p>新たに精神科医や警察官経験者等を活用し、市の緊急支援チームによる児童生徒等への支援を強化する。</p>
<p>⑬ 加害児童生徒や保護者の刑事／民事責任の成否といじめ対応は別のものと正しく認識して法に基づき対応すること。</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等]</p> <p>⑨ 困難ケースへの専門家の参加による解決</p> <p>[イ 現行の対策] 専門職による学校への支援</p> <p>[ウ 取組状況]</p> <p>・令和5年10月以降、学校からの申請に基づき、いじめ対策弁護士による困難事案等への対応に係る課題の整理と解決策の助言等の支援実施。＜いじめ防止対策推進部＞</p> <p>・令和6年1月、全小・中学校のいじめ防止対策を中心的に担う教員を対象とした市教委研修「いじめ防止対策研修会」において、法に基づく対応について、いじめ対策弁護士による講話を実施。</p>	<p>【継続】</p> <p>法に基づくいじめへの対処の徹底を図るため、弁護士や心理士を活用した教職員研修の充実や学校への専門的な助言による支援を継続する。</p>

	(1) A いじめ問題再調査委員会からの提言 (R6提言)	(2) A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等と取組の評価検証	(3) 今後の方向性と取組
4 いじめの重大事態と学校の対応	<p>⑭ いじめ重大事態の認定および対応を躊躇しないこと。いじめ重大事態としての対応は重大事態調査ガイドラインに基づき行うこと。</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等] ⑩ 教育委員会において、「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」(仮称)を作成し、各学校に周知 [イ 現行の対策] 旭川市いじめの重大事態対応マニュアルに基づく対応 [ウ 取組状況] ○令和5年3月、旭川市いじめの重大事態対応マニュアルを策定し、学校に通知。 ○同年5月、全小・中学校のいじめ対策を中心的に担う教職員を対象とした「いじめ防止対策研修会」において、上記マニュアルに基づく対応に係る研修を実施。 ○令和5年度、法に基づき、14件のいじめの重大事態を認定し、調査を行うとともに、学校への対処に係る指導助言を実施。</p>	<p>【強化】 国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版)を踏まえた教職員研修を実施する。</p>
	<p>⑮ いじめ重大事態が発生したときは、学校が主体的に調査(基本調査)を開始する必要があるが、学校は、速やかに教育委員会に報告をし、後の調査に齟齬が生じないよう緊密に連絡を取ること。</p>	<p>○令和5年3月、旭川市いじめの重大事態対応マニュアルを策定し、学校に通知。 ○同年5月、全小・中学校のいじめ対策を中心的に担う教職員を対象とした「いじめ防止対策研修会」において、上記マニュアルに基づく対応に係る研修を実施。 ○令和5年度、法に基づき、14件のいじめの重大事態を認定し、調査を行うとともに、学校への対処に係る指導助言を実施。</p>	<p>【新規】 心理士を講師とした児童生徒等への聴取方法に関する教職員研修を実施する。</p>
<p>⑯ 児童生徒や関係者への聴取は精神的負担が少なく誘導・暗示となりにくい方法で行い、 ※下線部は、第6章2に聴取の準備や方法について詳述</p>	<p>—</p>	<p>【新規】 心理士を講師とした児童生徒等への聴取方法に関する教職員研修を実施する。</p>	
<p>⑰ 聴取内容や関連する事物等は客観的な記録として保管すること。</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等] ⑫ 加害児童生徒の対応に係る記録や再発防止に向けた指導計画の様式を教育委員会において作成し、各学校に周知 [イ 現行の対策] いじめ関係文書の作成や保管等における適切な取り扱いの徹底 [ウ 取組状況] ○令和5年3月、いじめ関係文書の保存期間を5年間とすることについて、学校に通知。 ○同年4月、再発防止に向けた指導計画を含む事案対応記録簿の様式について、学校に通知し、運用開始。 ○同年11月、対処プランや対応状況等に係る情報を一元化し、適切に記録するため、対応の経過について時系列で記録できるよう様式を改定し、運用開始。</p>	<p>【強化】 対応記録等の適切な取り扱いを徹底するため、様式の一層の改善を図るとともに、聴取等の記録方法に係る教職員研修を実施する。</p>	
<p>⑱ 学校は、いじめが発生したクラス等を担当する教員等に負担がかかることを踏まえ、速やかに、学校いじめ防止対策組織を中心とした体制を整えること。</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等] ⑪ 各学校において、被害児童生徒や被害児童生徒の保護者に寄り添う専属の担当者を配置 [イ 現行の対策] いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添う担当者の配置 [ウ 取組状況] ○令和4年10月、事案に応じて、いじめを受けた児童生徒や保護者に寄り添う担当者を位置付けることについて周知。 ○令和5年度からいじめ対策推進リーダーを位置付け、組織体制を強化。 ○令和5年11月、各学校から、実効的な組織体制となっているか検証した結果と改善に向けた取組について報告を受け、状況に応じ、指導助言。 ○令和6年2月改定の市基本方針及び各学校の基本方針に記載。 ○重大事態が発生している学校については、対応状況を毎週確認し、状況に応じ、指導助言。</p>	<p>【継続】 各学校の組織体制が一層実効的なものとなるよう、学校訪問等による指導助言を通じ、学校いじめ対策組織の体制や対応の改善充実に向けた取組を継続する。</p>	
<p>⑲ 学校は、調査結果をいじめを受けた児童生徒側、これを行った生徒側に説明する際には、重大事態調査ガイドラインに従って行うこと。</p>	<p>※R6提言⑭及び⑮(本頁上段)と同内容</p>	<p>【強化】 ※R6提言⑭及び⑮と同様</p>	

	(1) A いじめ問題再調査委員会からの提言 (R6提言)	(2) A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等と取組の評価検証	(3) 今後の方向性と取組
<p>5</p> <p>いじめの重大事態と教育委員会</p>	<p>いじめ重大事態を含む困難な事案が生じたときには、学校の負担が過重になることを踏まえ、市教委は、学校の自主性を損なわないよう留意しつつ、直ちに援助体制を整え、人員の派遣等支援を行うこと。そのために、日頃より、指導・助言、援助を行い、またそれを求める良好な関係を築くよう努めること。</p>	<p>【ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等】</p> <p>① 地教行法に示された教育委員会の役割等に関することやいじめに関する事など、教育委員会職員を対象とした計画的・継続的な研修の実施</p> <p>② 事務の執行に当たり、人間関係等の要因が影響していると思われることのないよう、法令に基づく権限と義務について研修などを通じて再確認</p> <p>③ 市教委職員が学校いじめ対策組織に参加することが必要な事案・ケース等について整理し、各学校に周知</p> <p>④ 学校教育部内にいじめに専属的に対応する部署の設置。</p> <p>⑤ 困難ケースへの専門家の参加による解決</p> <p>⑥ 市独自の緊急支援チームによる重大事態発生時における学校への支援</p> <p>⑦ 行政・学校・地域が一体となった取組を推進し成果が表れている自治体を教育指導課指導主事が訪問し、教育委員会内で還流</p> <p>【イ 現行の対策】 困難ケース把握時の随時報告と緊急支援チーム等による迅速な初動対応</p> <p>【ウ 取組状況】</p> <p>○北海道教育委員会主催の研修への参加等による教育委員会指導主事の専門性の向上に向けた取組を実施。</p> <p>○令和5年度から教育委員会に主幹付を設置するとともに、次の取組を実施し、令和6年2月改定の市基本方針に記載。</p> <p>・重大事態となりうるおそれがある事案を「困難ケース」として整理し、発生を把握次第、教育委員会に電話により速報することについて通知。</p> <p>・困難ケース事案や相談窓口相談にあった事案について、教育委員会職員といじめ防止対策推進部職員で構成する緊急支援チームを学校に派遣し、情報の一元化と迅速な初動対応を実施。</p> <p>・学校だけでは解決が困難な事案におけるいじめ対策支援員、心理士、弁護士等専門職による児童生徒・保護者への支援や、いじめ対策コーディネーターの継続的な派遣による学校への支援を実施。</p> <p>○重大事態調査において、緊急支援チームによる事実関係の整理や関係者への聴き取り等学校への支援を実施。</p> <p>○令和6年4月、令和5年度においていじめを受けた児童生徒の欠席について教育委員会への速報がなされなかった事案があったことを踏まえ、困難ケースの分類を見直すとともに、1日間欠席した時点で電話速報することについて通知。</p>	<p>【継続】</p> <p>学校の負担軽減を図りつつ、学校、教育委員会、市長部局との情報の一元化を徹底した対策を推進する。</p>
	<p>⑧ 学校がいじめ認知や重大事態対応に躊躇するなど、十分に対応がなされていない場合、市町村教育委員会（市町村教育委員会が不十分な場合、都道府県教育委員会）は、教育専門的裏付けをもった指導主事の指導・助言を通じて、適切な対応につなげること。</p>	<p>【継続】</p> <p>教育委員会と市長部局の職員で編制する緊急支援チームの学校派遣による迅速な初動対応の徹底を継続する。</p>	
<p>⑨</p> <p>市町村教育委員会は市町村立学校の、都道府県教育委員会は都道府県立学校及び私立学校のいじめ防止対策組織の設置及び運用状況を直ちに調査をし、それが有効に働くよう条件整備をすること。特に、学校の労働荷重が、いじめ防止対策組織の設置及び運用を困難にしている可能性があることを踏まえ、必要に応じて、加配等を図るとの措置も必要である。</p>	<p>【ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等】</p> <p>⑦ 学校いじめ対策組織の役割の再確認による、他の委員会との差別化、及び定期開催を可能とするための開催方法等の工夫による当該組織の適正化</p> <p>【イ 現行の対策】 学校いじめ対策組織の強化</p> <p>【ウ 取組状況】</p> <p>○令和5年度からいじめ対策推進リーダーを位置付け、組織体制を強化。</p> <p>○令和5年11月、各学校から、実効的な組織体制となっているか検証した結果と改善に向けた取組について報告を受け、状況に応じ、指導助言。</p> <p>○令和6年2月改定の市基本方針及び各学校の基本方針に記載。</p> <p>○令和6年5月～7月、学校訪問において学校の取組状況を確認し、状況に応じ、指導助言。同年10月、各学校から取組状況について報告を受け、状況に応じ、指導助言。</p>	<p>【継続】</p> <p>各学校の組織体制が一層実効的なものとなるよう、学校訪問等による指導助言を通じ、学校いじめ対策組織の体制や対応の改善充実に向けた取組を継続する。</p>	
	<p>【ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等】</p> <p>⑩ 教職員がいじめ防止等のために、心身のゆとりをもって、児童生徒と向き合うことのできる体制づくり</p> <p>【イ 現行の対策】 働き方改革の推進による教職員の負担軽減の取組の推進</p> <p>【ウ 取組状況】</p> <p>○中学校の部活動指導員の配置増など、旭川市立小中学校働き方改革推進プランに基づく取組の推進。</p> <p>○令和5年度から学校教育部にいじめ対策コーディネーター2名を配置し、市の緊急支援チームの一員としての学校訪問や状況に応じた継続的な派遣等による学校への支援等を実施。</p> <p>○令和6年度からいじめ対策コーディネーターを1名増員し、3名体制に拡充。</p>	<p>【継続】</p> <p>いじめ対策コーディネーターによる事案対応や重大化の防止に係る指導助言や支援を継続する。</p> <p>【継続】</p> <p>いじめ対策に専門的に従事する教職員の配置等について、国及び道へ要望する。</p>	
<p>⑪</p> <p>いじめ重大事態の中には、いじめ調査と並んで、警察の捜査が並行して行われる場合がある。かかる場合において、犯罪捜査も、いじめ調査も、法律に基づく活動であることを踏まえ、国は、司法面接等を活用することなど、いじめ調査が有効になされるよう条件整備を行うこと。</p>		<p>本報告書を国に提出することにより伝達</p>	

(1) A いじめ問題再調査委員会からの提言 (R6提言)	(2) A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等と取組の評価検証	(3) 今後の方向性と取組
<p>⑳ 児童生徒が性の問題に関心を持つことは大切であることを理解し、かつ、性の問題が人間関係の大切な要素であることを踏まえた包括的な性教育を行うこと。</p> <p>※第6章4(2)に則った包括的な性教育の計画的な設定及び実践、教職員研修の実施、保護者への積極的な情報発信等について詳述</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等] -</p> <p>[イ 現行の対策] 生命 (いのち) の安全教育の授業等の実施</p> <p>[ウ 取組状況]</p> <p>○令和3年度から全小中学校において「生命 (いのち) の安全教育」の授業を実施。</p> <p>○令和5年度、中学校第1学年生徒、教職員、保護者等を対象に委託事業者による人権教育プログラムを実施。</p> <p>○令和6年度から、人権意識をより早期に高めるため、人権教育プログラムの対象を小学校第3学年児童に変更し、中学校第1学年生徒を対象に人権擁護委員協議会による人権教室を実施。</p>	<p>【新規】</p> <p>包括的な性教育の要素や学習指導要領の趣旨等を踏まえ、性教育の充実に向けた考え方を整理し、R7から取組を実施する。(教育指導課)</p>
<p>6</p> <p>いじめの防止について</p> <p>㉑ SNSを含むインターネット上は、危険も多く、バイアスのかかった情報、有害な情報が氾濫していると同時に、児童生徒にとって居場所ともなっていることを踏まえ、単に利用規制をするだけではなく、その中であっても自律的に判断できる対応力を養成する教育を行うこと。</p> <p>※第6章4(3)に相談窓口の開設やメディア・リテラシー教育、性的ないじめ、性暴力事案に対する危機対応マニュアルの作成について詳述</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等] -</p> <p>[B 現行の対策] 情報モラル教育の推進・性に関わる事案への対応の強化</p> <p>[C 取組状況]</p> <p>○令和元年度から情報モラル教育リーフレットの配付(令和4年度及び6年度、改定し再配付)。</p> <p>○令和3年度から旭川市学校教育情報化推進計画に基づく情報モラルを含む情報活用能力の育成に関する教育の推進。</p> <p>○令和4年3月、旭川市いじめ防止基本方針を一部改定し、性に関わる事案への対応等について記載。</p> <p>○令和5年度から性に関わる事案やSNSに情報が広がっている事案等を困難ケースとして位置付け、早期対処の徹底や重大化の防止を図る取組を実施。</p> <p>○令和5年度から警察と連携したSNS等のトラブルに係る非行防止教室を開催。</p> <p>○相談窓口の設置や多様なツールによる相談対応<いじめ防止対策推進部></p>	<p>【新規】</p> <p>学校と家庭が連携した取組を進めるため、R7から動画教材等を活用し、情報モラル教育を一層充実する。</p> <p>【強化】</p> <p>性的ないじめ、性暴力事案に対する危機対応マニュアルを作成するとともに、教職員研修において周知し、R7から運用する。</p>
<p>(その1)</p> <p>㉒ クラスなど集団に発達に特性のある児童生徒がいることを踏まえて、全ての児童生徒が、その児童生徒を異質なものとしてみるのがないよう児童生徒が人間を測る尺度が単一にならないよう多様性を尊重する教育に努めること。</p> <p>※第6章4(4)に障害のある全児童生徒の個別の教育支援計画の作成や「すくらむ」の活用方法について詳述</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等]</p> <p>㉓ 「生命 (いのち) の安全教育」や人権教育、SNS等に関する学習を全ての学年で実施することができるよう小1から中3までの教材を作成し、各学校に周知</p> <p>[イ 現行の対策] 人権教育に係る学習の推進</p> <p>[ウ 取組状況]</p> <p>○令和3年度から全小中学校において「生命 (いのち) の安全教育」の授業を実施。</p> <p>○令和4年度に「いじめ等から人権を守る教育」、令和5年度に「SNS等の適切な利用に係る教育」の授業を加え、小中学校9年間の系統的な人権教育に係る学習を実施。</p>	<p>【強化】</p> <p>個別の教育支援計画を障害のある全児童生徒を対象に作成・活用するよう「すくらむの手引」を改訂するとともに、教職員研修において周知し、R7から運用する。(学務課)</p>
<p>㉔ 教師は、クラスなど集団において、自然にできるグループや、グループ同士の関係性に常に留意して、かかる関係の中で苦痛を感じている児童生徒の発見に努め、人間関係が心身の苦痛にならないよう十分な対応をすること。</p> <p>※第6章4(5)に学級づくりや人間関係づくりについて詳述</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等] -</p> <p>[イ 現行の対策] いじめ事案の積極的な把握に向けた取組</p> <p>[ウ 取組状況]</p> <p>○令和4年度から道教委による調査に市独自の調査を加え、年3回のいじめアンケート調査と調査結果を踏まえた教育相談を実施。</p> <p>○令和5年度から道教委作成のアセスメントツールを活用した年6回の定期的なストレスチェックを実施。</p> <p>○相談窓口の設置や多様なツールによる相談対応<いじめ防止対策推進部></p>	<p>【継続】</p> <p>ICTの活用等により、アンケート調査やストレスチェックの実施に係る教職員の負担軽減を図りつつ、いじめ事案の積極的な把握に向けた取組を継続する。</p>

(1) A いじめ問題再調査委員会からの提言 (R6提言)	(2) A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等と取組の評価検証	(3) 今後の方向性と取組
<p>⑲ 教育の原点に立ち帰ること（学校、教育、教師、といった原理・原則論、保護者との連携はいかにあるべきか、子どもの成長を保障する「職員室文化」とは何か、さらに教師の「市民性」とは何かを問い直す。）。</p> <p>※第6章4(6)に詳述</p>	<p>—</p>	<p>【強化】 左記R6提言⑲の内容を踏まえた教職員研修を実施する。</p>
<p>⑳ 自らの行為で、相手方の尊厳を損なったり、心身の苦痛を与えるような行為について理解を深めるとともに、いじめが、こうした行為またはこうしたことを意識して行った行為でなかったとしても、人間関係の中では心身の苦痛を与えることがあることを児童生徒が認識できるよう実践的なプログラムを実施すること。</p> <p>※第6章4(7)にいじめが発生しにくい学級・学校づくりをいかに進めるのか、いじめ防止実践プログラム等について詳述</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等]</p> <p>⑳ P T A や N P O 団体等と連携し、学校、保護者、生徒が一体となって学ぶことができるプログラムを全中学校において実施</p> <p>[イ 現行の対策] 人権教育プログラムの実施</p> <p>[ウ 取組状況]</p> <p>○令和5年度、中学校第1学年生徒、教職員、保護者等を対象とした委託事業者による人権教育プログラムを実施。</p> <p>○令和6年度から、人権意識をより早期に高めるため、人権教育プログラムの対象児童生徒を小学校第3学年児童に変更し、中学校第1学年生徒を対象に人権擁護委員協議会による人権教室を実施。</p>	<p>【継続】 児童生徒の人権意識を一層醸成するため、学習内容の精選を図りながら、人権教育プログラムを含む小中学校9年間の系統的な人権教育に係る学習を展開する。</p>
<p>⑳ いじめの早期発見、対処、そして防止のために、高度な教育専門性が必要であること、さらにかかる専門性は、医療、心理、法律等の専門性とも関連性があることを踏まえ、いじめ防止等対策を学校だけに留めることなく、教育委員会、さらに自治体において取り組むこと。</p> <p>※第6章4(8)に自治体へのいじめ対応部署の設置や不登校児童生徒の学校復帰に向けた経済的支援を含む配慮、いじめ対策専門教諭の加配等について詳述</p>	<p>[ア A (R6提言) に関連する B (R4提言) を踏まえた具体的方策等]</p> <p>㉑ 「人としての尊厳が護られる社会づくり」を目的とした取組及び啓発活動の実施</p> <p>[イ 現行の対策] 市長部局、学校・教育委員会が一体となったいじめ防止対策の推進</p> <p>[ウ 取組状況]</p> <p>○令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を設置し、学校・教育委員会と一体となり、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の取組を推進。</p> <p>・令和5年4月、いじめ防止対策推進部にいじめ・不登校専門の相談窓口を設置し、児童生徒や保護者等から、学校を通さず直接相談・通報に応じ、心理面や福祉面の支援を実施。</p> <p>・令和5年6月、いじめや不登校など子どもの悩みや不安等の相談に対応する専用フリーダイヤル「子どもSOS電話相談」を開設。</p> <p>・令和5年度から市内小中学校の全児童生徒に手紙で相談できる返信はがき付きのチラシを年3回配付するほか、市内の小学校、中学校、高等学校や公共施設、商業施設等に配架。</p> <p>・令和5年8月、学校貸与のタブレットや個人のスマートフォンからチャットで相談できる専用アプリを導入し、チャットによるいじめ相談を実施（小学校5年生～中学校3年生対象）。</p> <p>・令和5年度から週1回、いじめ防止対策推進部の全職員（教育委員会併任職員を含む。）が参加し、児童生徒や保護者からの相談事案と学校からの報告事案の情報共有を図るとともに、対応状況を確認し、支援方針の協議決定を行う「いじめ対策会議」を実施。</p> <p>・令和6年度から旭川市いじめ防止等連絡協議会の所管を教育委員会からいじめ防止対策推進部に移管し、地域の関係機関等との連携によるいじめ防止対策の取組を推進。</p>	<p>【継続】 市長部局との一体的ないじめ防止対策の取組を継続する。（市長部局との連携）</p> <p>【新規】 R6提言⑳の内容を踏まえ、精神科医、警察官経験者等の専門性を有する人材の活用や、不登校となっている被害児童生徒等の社会的自立に向けた支援等の対策を実施するほか、旭川市いじめ防止等連絡協議会において本市のいじめ防止対策に関する諸施策の評価・検証を実施する。</p>